

第6回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成20年12月8日(月) 17:39 ~18:17

場所:永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

○鈴木室参事 それでは、大変お待たせいたしました。時間となりましたので、ただいまより記者会見を始めさせていただきます。

まず最初に、議長の方より本日の会議の概要の御報告をさせていただきます。それでは、草刈議長、よろしくお願いたします。

○草刈議長 今日は12月8日ですから、年末の答申を出すためには、今が言ってみれば正念場と申しますか、大詰めの段階にあるわけで、これまでの交渉の状況の中で、勿論、うまくいっているものもありますし、難航しているものもあるということで、その辺のところを、本日は甘利大臣がフルに来ていただいて、いろんな意見交換、あるいは大臣とのお話もさせていただきました。

ただ、申し訳ないんですが、内容については、今、折衝中ということもございまして、詳細については、今日、ここで申し上げるわけにはいきませんが、御質問の中でお答えできるものはお答えしていくつもりです。

それで、ある程度、うまくいっているもの、あるいは非常に困っているという中でお話のできるものについては、八田議長代理と松井主査、米田主査という順番で簡単にコメントしてもらいます。よろしくお願いたします。

○鈴木室参事 八田議長代理、お願いたします。

○八田議長代理 それでは、お話を申し上げます。

私の担当している一つの分野は、雇用・就労という分野です。これは意欲を持っている人に働きやすい環境をつくらうということを目指しているタスクフォースです。ここで2つほど、かなり前向きに話が進んでいる例を申し上げたいと思います。

1つは、今、保育士さんになるのに2年間の養成過程があるんですが、仕事をする上で必ず必要でない科目がある。例えば社会保障についての詳しい制度、年金の制度とか、介護の制度とかも勉強しなければいけないということもあるので、こういうことの整理を行って、本当に必要なものだけにしてくださいということをお願いしております、これはかなり前向きな対応をいただいております。それが一つの例です。

もう一つは、病児・病後児保育の充実です。これは、お母さんたちが働きやすい環境をつくる上で決定的に重要です。実は、病院の中には、看護師さんとかお医者さんのための病児・病後児保育サービスが既にあり、そこに一定の補助金が得られるための職員配置の基準があるんです。その基準をなるべく緩和していただいて、せっかく、看護師さんもお医者さんもそこにいるわけですから、そういう施設を置きやすい状況をつくっていただきたいとお願しております。これもかなり積極的な回答をいただいております。

以上が私から申し上げる例です。

○鈴木室参事 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松井主査の方からよろしくお願ひいたします。

○松井委員 医療を担当しています松井です。医療に関しては、鋭意、折衝中ですが、正直言って、成果と言えるものは少ない。まだ交渉は続きますので、これから鋭意やりたいと思います。

その中で、多少進展したかなと思っているものも幾つかありまして、これは、2011年すなわち3年後に義務化されているレセプト請求の完全オンライン化に伴って、レセプトの様式、例えば傷病名と医療行為のリンクづけとか、医療機関コードの記載とか、それから、診療した日付の記載とか、そんなものは当たり前ではないかと思われるかもしれませんが、これすら今までリラクタントだった厚労省側に、正式にフォーマットを統一することをのませたということで、地味ですが、かなりの前進かなと思っています。

このフォーマットの統一ができれば、我々が従前から主張している、支払基金の合理化・効率化に結び付くと思います。この支払基金の合理化・効率化については、今回もテーマになりましたけれども、厚労省側は、その合理化案について、民間である支払基金に強制することはできないという、相変わらずの主張でした。一応、案は出ているんですけども、その案たるや、4年間で1割の人員削減、すなわち5,000人ぐらいの職員が500人、自然減で減る予定だ。それに伴って、人件費をメインにした総額八百億円のコストのうちの50億円が減る、といったものです。これが合理化案でございますということで、我々からすれば、こんなもの合理化でも効率化でもない突っばねております。要すれば、彼ら厚生労働省はやる気がないということがあらためて分かったということです。

ただ、先ほど言いましたように、レセプトのフォーマットが統一されれば、多少なりともオンライン化の具体的な進展といえますか、絵が描けるので、これをベースにして、再度、本来の効率化といえますか、合理化案を出せということを主張し続けるつもりです。

一方で、この支払基金の問題は、実は保険者機能の強化の問題とコインの表裏みたいな関係で、この保険者機能の強化についても、どこまで合意することができるかはわかりませんが、これについて、これから交渉を進めていきたいと思っております。

それから、答申とは別件なんですけれども、医薬品のインターネット等の通信販売については、1か月前に意見書を厚労省側に出しました。これは御存じのように、改正薬事法にのっとり厚労省が省令を出すということで、まだ正式には出ていませんけれども、その省令案に対して、会議として意見書を出したのがちょうど1か月前で、その又1か月前には公開討論をやって、厚労省といろいろ議論をしました。その辺の経緯については皆さん御存じのとおりなんですけれども、意見書を出して1か月経っても、まだ厚労省から何ら回答がない。厚労省側の方はパブ・コメとかそういったものをまとめた上で、省令を出すか、出さないかを決めたいということらしいんですけども、向こう側から回答がないので、とりあえず、回答を待っている段階です。現状については、先ほどの会議でも大臣に御報告いたしました。意見書に書いてありますように、販売方法について、対面とインターネット等の通販とのイコールフットィングは、まさに大臣もそれを主張されているので、それを前提にして、どういう形でこれから進むかわかりませんが、向こう側の出方次第なんですけれども、国民生活には非常に重大な影響がありますので、会議として大変重要な問題と位置

付けております。例えば、インターネットに限らず、よくテレビ通販で漢方とかそういうものを売っていますね。物にもよりますけれども、あれは大体第2類になりますが、あぁいった漢方を消費者が今当たり前のように購入し服用している。その漢方が第2類なら、通販でも今後一切売れなくなりますから、そういう意味では非常に国民生活上、重大な影響がある省令となります。それを分かった上でというなら、会議としてはこの規制案を重大視し、省令を出す前に、より深い議論が必要なのではないか、ということをお願いしたいと思っております。いずれにしろ、時間も迫っているので、大臣のお力添えも含めて何らかの手を打たないといけないと思っております。

以上です。

○鈴木室参事 ありがとうございます。

それでは、最後に米田主査の方からお願いいたします。

○米田主査 私は、地域活性化の主査をやっております米田でございます。

今日、お願いがございますのは、実は地域活性化の方で、今年の4月に補助対象財産の弾力運用について非常に画期的な規制緩和を勝ち取りました。これは地方分権推進委員会とともに行ったものでございます。例えば市町村が建てた公民館が市町村合併で余っているときに、今まででしたら補助金の残った残額を返すか、大臣許可を得なければ転用が自由にならなかったものを、10年経てば、ほぼ当初の目的は達したものとみなして、補助金をもらって建てたいろんな施設を転用が自由になるという画期的なものです。

これは現在、4月に一応、補助金等適正化中央連絡会議で議決をされて、各省から、実際に補助金をもらって建てたいろんな施設を転用するときの運用ルールが、現在、発出されているんですけども、非常にわかりにくい文章で各省庁から自治体へ五月雨式に流れております。このように自治体の方が悲願のように待っていた画期的な規制緩和がなされたにもかかわらず、ほとんど市町村にまだ知られていないという状況が、起こっております。近く、これを簡単に、こういうルールで転用できるんですということをこちらでチラシをまとめたいと思っておりますので、別途、お配りして御説明したいと思いますので、そのときは広報をどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木室参事 どうもありがとうございます。

これより、引き続き質疑応答に入らせていただきたいと思います。御質問のある方は、会社名とお名前をおっしゃっていただいた後で御質問をいただけますよう、お願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○記者 今後のスケジュールについてお聞きしたいんですけども、特に大臣同士の折衝などがあるものはどういうものを想定されているか。あるいは最終的にいつごろ会議が開かれる予定か。その辺をお聞きしたいんです。

○草刈議長 流れとしては、今週いっぱい、事務的に詰めるものは詰めていく。それで、最終的な答申をまとめようと思っているのは22日ぐらいにはと思っていますが、ただ、まだまだ距離がある、あるいは難航している案件が何点かありますので、その辺のところは、どれがということではないんですけども、厚労省関係で数点、まだ詰まっていないものがあります。これを事務的に詰めていった上で、それがうまくいかない場合には大臣をお願いをして、大臣同士で話していただく

こともあり得るかなと思います。その時期は、多分、今週末から来週の初めぐらいかなと思っています。どのテーマで願うのかということまでは、まだ決めていません。

○鈴木室参事 ほかにありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

もし、ほかに御興味があることでもありましたら、今日は多数の委員が参加しておりますので、御質問いただければと思います。

どうぞ。

○記者 個別の案件で、タクシー規制の件なんですけれども、先週、また国交省の方が新しく規制を強化するという報告書をまとめたんですけれども、この件に関しては、この会議では、今、どういう調整をするのかという方向性とか何かがありましたら、教えてください。

○中条委員 タクシーに関しては、国交省といろいろな交渉をしております。一番皆さんが御関心があるのは、需給調整を元に戻すといいますか、参入規制を強化するという話だと思います。

ついでにほかの話を申し上げておきますと、営業区域規制の緩和とか、運賃規制をもう少し緩和するとか、そういったことについては割と前向きな話が進んでおります。

ただし、一番重要な部分である参入規制について、減車も含めた厳しい対応をするという内容の作業部会の報告書が出たところであります。これに対しては、我々は断固認めるべきではないという考えでありますので、これは年末答申を通じて、そこでうまくいかなければ、当然、来年の法案の提出阻止に向けて対応を考えていくという方針でおります。

理由については、前にも御説明したとおりで、これは国交省自身も、規制緩和のせいではないということを言明しているわけです。公開討論会に御出席になった方は皆さんおわかりになっておりますように、自動車交通局長さんが、規制緩和のせいでこうなったわけではないということを言明しているわけです。そうであるにもかかわらず、減車、あるいは増車を認めないという対応を取るというのはおかしいことでもありますし、統計的に見ても、増車をしたから事故が増えた、増車をしたから運転手さんの状況が悪くなった状況には全くなっていないわけですから、こういった因果関係が全くないものについて間違った対応策を考えても全く意味がないというのが私たちの考えであります。

それから、MKタクシーが 56 万人の署名を集めましたし、大阪のワンコインタクシーが 1 万 6,000 人の署名を集めて、この増車を抑制するような対応策はやらないでほしい。それから、そのほか、新規参入の会社からは、せっかく、今、頑張っているところで増車を抑制するようなことはやらないでほしいという訴えも随分と来ております。そういう中で、冒頭に申し上げたとおり、作業部会と同じような結論が恐らく交通政策審議会でも出て、それが法案に提出される形になるでしょうから、それに対しては規制改革会議としては真正面から反対をしていくつもりでおります。

○草刈議長 付け加えですけれども、作業部会でまとめたものも非常に問題がある箇所が何点かあるんですけれども、それは置いておきまして、御存じのとおり、経済活動が極めて急激に縮小している、萎縮しているといってもいい。このスピードは物すごく早い。ですから、それによって、いわゆる雇用情勢、それから、労働市場といってもいいんですけれども、それが当然のことながら、

縮小していくという傾向が急激に出ているわけです。勿論、よしあしの問題は確かにありますが、いわゆる派遣の機会がなくなるとか、そういうような、どんどん雇用の機会が減っているわけです。

そんな中で、タクシーに参入できる人たちがいる。それから、あまつさえ、参入ではなくて、いわゆる台数を抑えてしまうとか、あるいは減らしてしまうということは、明らかに雇用機会をなくす話なんです。こんなことを国交省がやっているのか。一方、自民党とか、あるいは政府では、いわゆるこういう、極めて急激に厳しくなった雇用情勢に対して対応策を取ろうとして、今、いろんなことをやっておられるわけです。片方でそんなことをやっていて、片方で雇用機会をなくす。

それで、さっき、中条先生がおっしゃったように、そういうことによって、給料が下がっているとか、事故が増えているということの確認も何もできていないのに、そういうことをだれのためにやるのかというのは極めてクリアーですね。既得権を持っている人たちのためにやるわけですから、そういうことを今日のこういう状況の中であえてやることについて、政府といいますか、要するに国交省がそういうことをやることについて、私は大変強い疑問を感じています。

○中条委員 少し付け加えるなら、作業部会でそういう結論が出るのは当たり前で、作業部会には新規参入の会社の人たちは入っていませんし、勿論、今、職業がなくてタクシー運転手になりたいと思っている人も当然入っていない。今いるタクシーの運転手さんの代表である労働組合と、それから、今、業界にいる、随分長い間にわたってやってきた大手の会社しか入っていない。そういう結論が出るのは、当たり前といえば当たり前かもしれません。

しかし、今、議長がおっしゃったように、現在の世間一般、社会一般の雇用状況、日本の経済状況を考えたときに、非常に重要な働き場所であるタクシーという市場にもっと困っている人たちが入っていけないような状態にしているのか。非常に問題のある政策になる可能性があることを是非御理解いただきたいと思います。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。

○記者 はい。

○鈴木室参事 ほかに、何か追加質問はございますでしょうか。

○記者 先ほど松井主査からお話があった薬のネット規制の関係で、議長のお考えはいかがでしょうか。

○草刈議長 全く同じです。やはり、困る人がいろいろ出てくるわけですね。まず消費者の立場で言いますと、お年寄りとか薬局に買いに行けない人たち。そういう弱者の方々の非常に利便性の高い方法として、こういうものが存在している。それから、地方においては、やはり薬局というものは遠いところにある場合が多いわけで、そこへ買いに行く。非常に大きなものは病院に行くでしょう。しかし、簡単なもの、いわゆる一般医薬品を買いに行かないで、ネットでやれば、そういう利便性は非常に高いわけです。そういうものをまずつぶしてしまうのは、消費者の利便性から言って非常にそれを阻害するものだというのが1点。

それから、やはり、この部分は、取り分け、いわゆる地域あるいは地方の薬局の方々は、これを非常に大きなビジネスのやり方として有効に活用されているんです。大きな薬局は、銀座とかそういうところ、あるいは東京都の非常に繁忙なところはいいでしょう。しかし、そうではないところ

の薬局の方々は、これを非常に便利に使っておられる。そういうビジネスチャンスもつぶしていくということですから、これについては非常に問題があるという理解をしている。

それから、確かに、いわゆる必要なルールを、ほかの薬局で直接買いに行くのと比べて、いわゆるイコールフットィング、さっき松井委員がおっしゃいましたが、そういう意味での工夫あるいは検討をする必要はあると思いますが、いずれにしても、それを全面的に禁止してしまって、さっきの通販の問題などもあるわけですから、これは非常にこういう御時勢の中でビジネスもつぶしてしまうということもありますし、非常にまずいと思っています。

ですから、同じです。

○鈴木室参事 ほかに、追加質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○記者 先ほどの議長のお話の中で、厚生労働関係で詰まっていないものが数点あるというお話でしたけれども、松井主査がお話しになった一般用医薬品のネット販売もそのうちの一つなのかということと、もし、それ以外に何かお話しできるものがあつたら、具体的に何が詰まっていないのか、お話しいただければと思います。

○草刈議長 今のお話のネットのものは、いわゆる、この答申とは別なんです。ただ、やはりタクシーの問題もそうですし、この問題もそうですし、あるいは代引きというものを規制しようとしているものとか、その都度、おかしな規制が出てきたときに、これは大いに問題があるときは我々の方で意見を出して、それはいわゆるアドホックにやっていくわけです。さっきのネットのものは、そのアドホックに出てきて、ほったらかしておくともんでもないことになるからということをやっているわけです。向こうから何の回答もなければ、これはやはり大臣にお力を借りることも必要かなと思っています。

それから、あと何点かあるんですけども、これは申し訳ないんですけども、今の時点では申し上げられませんが、やはり厚労省関係とか、農水省関係とか、それから、文科省関係とか、その辺のところは何点か詰まっていないものがあるので、その辺で、ですから、まだ交渉の余地は事務的にはあるわけですけども、それができなかった場合もありますし、今週末ぐらいに判断をするのかなと思っています。

○鈴木室参事 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○記者 ネットの薬販売の関連なんですが、厚生労働省の方が先日、たしかネットの販売の薬で副作用が出たという話があったと思うんですが、安全性とかの見解とかというのは規制改革会議の中ではどういうふうにお考えなのかをお伺いできればと思います。

○松井委員 厚労省の方からは、ネット販売による被害、要するに薬害の報告は正式には受け取っておりません。新聞でそれを知ってびっくりしました。といいますのは、この事例を厚生労働省側は1件挙げたようですが、これはネット販売に絡めてそういうケースがあるということで挙げたものです。ネットが原因だということは厚労省は言っていないようですが、明らかにネット販売の安全性に絡んだ薬害ケースとして挙げているわけですから、そういうふう解釈するのが普通ですね。

このケースについて、こちらの方で調べましたら、その薬害が起きた時期が去年の8月だと言っていますけれども、その医薬品について薬害がある可能性があるということを正式に厚労省が発表したのは今年の2月です。したがって、これはインターネットに限らず、対面販売においても、薬害が起きた去年の8月の時点ですべての薬局がその事実を知らなかった。それを挙げて、もし、この薬害の原因がネットという販売方法だと言われても、これは明らかにネット販売云々の問題ではなくて、薬事行政のミスだろうということだと思います。ただ、それを原因に挙げているわけはありませんから、これを以って、一体、何を彼らは言いたかったのか、その真意はよくわかりません。

事ほどさように、データも提示せず、ネット販売故の安全性毀損の証拠も示さず、挙句の果てにこのような証拠としては理解不能なものを挙げた上で、国民生活に重大な影響を及ぼすような規制を発しようとするのはいかがなものかというのが、規制改革会議の一貫したスタンスであります。

○記者 今のお話で、重大な影響があるということですが、その重大な影響というものは具体的に何かデータでお持ちでしょうか。

○松井委員 重大な影響というのは。

○記者 これぐらいの地方の中小の薬局の人が困っているとか、どんな影響があるのかというのはデータでお持ちでしょうか。

○松井委員 寧ろそれを調べると言っているんです。例えば、ネットを規制するんだったら、通販を規制するんだったら、その影響を調べるのは我々ではなくて、その規制を発しようとしている厚労省側ではないですかというのが我々のスタンスです。そういったものも調べずに規制するのはいかがなものかという話ですから、我々が検証する必要はないでしょう。

ただ、普通に考えて、例えばさっきの漢方もそうですけれども、テレビ通販等々でみんな漢方を普通に買って飲んでいるのは事実ですよ。先ほどから言っていますように、それが全部禁止されるんです。インターネットだけではないんです。通販で流通している漢方は皆さんご存知のようにいろいろありますけれども、それが全部禁止されるんです。このことを国民は知っていますか。厚労省は正式に発表していませんけれども、パブ・コメには、その点に関するクレームが随分集まっていると聞いています。そういう状況です。

○記者 さっき、インターネット販売に関して答申とは別だとおっしゃっていたんですけれども、ということは、今度の答申には、それは事項としては盛り込まれないということでしょうか。

○松井委員 厚労省側から何の反応もないですから、その反応を見てから考えます。

ただ、既に答申の交渉は山場ですから、現実問題としては、これは今回の答申とは別件という扱いで進めたいと思います。

○草刈議長 ただ、いわゆる我々の方で問題意識を書いて、それでは、その問題意識に対して具体的な措置をしてくださいというのがあります。さっき皆さんが、例えば八田先生が御説明になったようないろんなことがありますね。そういうものは、この答申の中に全部書くんです。けれども、さっき言った、アドホックでこちらから問題提起をして、それについて、例えば答えが返ってくるとか、あるいは厚労省と、大臣レベルも含めて折衝をして、その結果、こうなったというのは、

そのことは別といたしますか、この答申の中の附属資料としてアタッチするということは当然にやるつもりです。ですから、記録に残さないとか、そんなつもりはありません。ちゃんとしたものが取ればです。

○鈴木室参事 ほかに、追加質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○記者 先週、経済財政諮問会議の方に農地改革プランを石破大臣が提出されましたけれども、こちらでは、審議内容までは教えていただけないかもしれないんですが、どのような反応といたしますか、それを教えていただけますでしょうか。

○八田議長代理 農地改革について我々が今までずっと主張してきたことが2つあります。

第1は、株式会社に対する農地のレンタルの自由化です。我々の主張は、まず市町村を通してしか借りられないという現状を改めて、直接、借りられるようにしたらどうでしょうかというものです。次に、株式会社が土地を借りようとすると、原則的に耕作放棄地が割り当てられる現状を改めて、きちんとした普通の農地が借りられるようにしたらどうでしょうかという主張です。

第2は、今は株式会社は農業生産法人の資本を10分の1まで持てるのですけれども、この比率をもっと増やしていくとも主張してまいりました。農業生産法人は土地が持てますから、株式会社自身が保有するわけではありませんけれども、株式会社が間接的に土地を所有できることとなります。

基本的に、我々がずっと主張してきた線に沿った回答が経済財政諮問会議に大枠として示されたと思います。その方向性としては一致していると思いますけれども、まだ具体的なところはきちんと詰まっていないと思うんです。今後、経済財政諮問会議の方もそれをずっとやっていかれることになると思いますので、ここのところは役割分担をしなければいけないと思います。

最終的に大枠が決まったら、うちは今までもっと細かいことをいっぱい指摘していますから、そこに付随して、いろんなことが年明けにも出てくるかもしれないと思います。

○草刈議長 経済財政諮問会議に出てきた農水省の案は、要するに総論なんです。各論はこれから詰めなければならぬんです。ですから、方向性は示されたけれども、各論はこれからですから、各論をちゃんと詰めないとなんともなりませんし、例えば農業生産法人で、今、要するに耕作者以外の人たちは25%しか資本参加できないんです。25%では主体的なことはできませんね。ですから、それをどこまで拡大するんだとかそういう議論は、多分といたしますか、今後、まだ、我々の3か年計画を3月に閣議決定してもらう予定なので、その間、3か月ありますから、もし、それで足りなかったら、引き続き、各論については議論をすることになるんだろうということです。

○八田議長代理 補足ですけれども、今、議長が言われた25%というものはこういうことです。先ほど申し上げたように、1つの会社は10分の1まで資本を持てるんですが、そういうものを全部合わせて、株式会社全体で25%まで持てるという規定があります。2段階で制限があるわけです。両方とも広げるべきではないかというのが我々の主張です。

○鈴木室参事 よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。



もし、追加の質問がないようでしたら、時間の方も過ぎておりますので、これにて記者会見を終了させていただきたいと思えます。

本日はどうも、お忙しい中、ありがとうございました。